

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム	201
別表1の番号	202
構造改革特区において実施可能な特例措置	国立大学教員等の民間企業等との時間内兼業の容認(技術移転事業者) 国立大学教員等の民間企業等との時間内兼業の容認(研究成果活用企業)
意見提出者名	茨城県、大阪府、兵庫県、神戸市
意見の要点	(意見の概要をわかりやすく記載してください。) 特区と国立大学等、兼業先企業との関係を明らかにしてほしい。
意見に対する回答	国立大学教員等が勤務時間内兼業について承認権者の承認を受けることができる規制の特例措置であることから、特区内に存する国立大学等の国立大学教員等であることとしています。 兼業先企業については、必ずしも当該特区内にある必要はなく、特区内外の兼業先企業で兼業することは可能です。 また、国立大学等が所在する地方公共団体の区域外で、国立大学教員等の勤務時間内兼業を受け入れたい場合には、国立大学等が所在する地方公共団体に提案をしていただくこととなります。
担当省庁名	内閣官房構造改革特区推進室